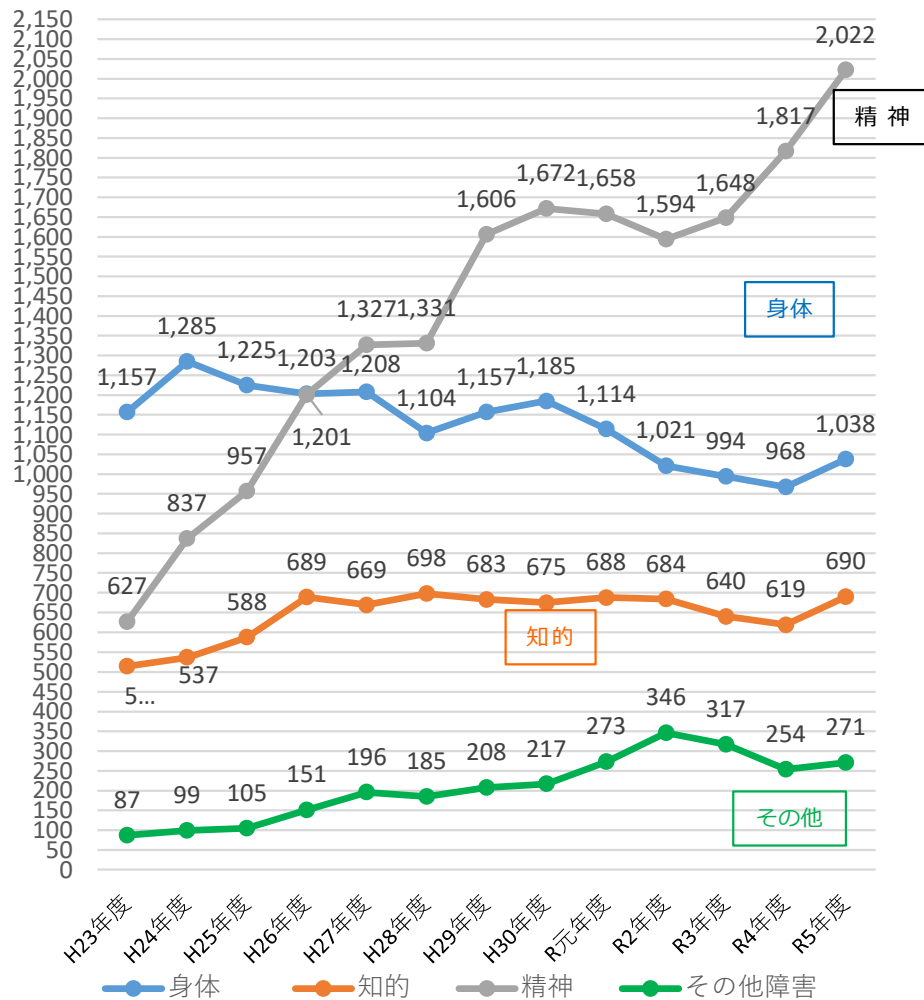
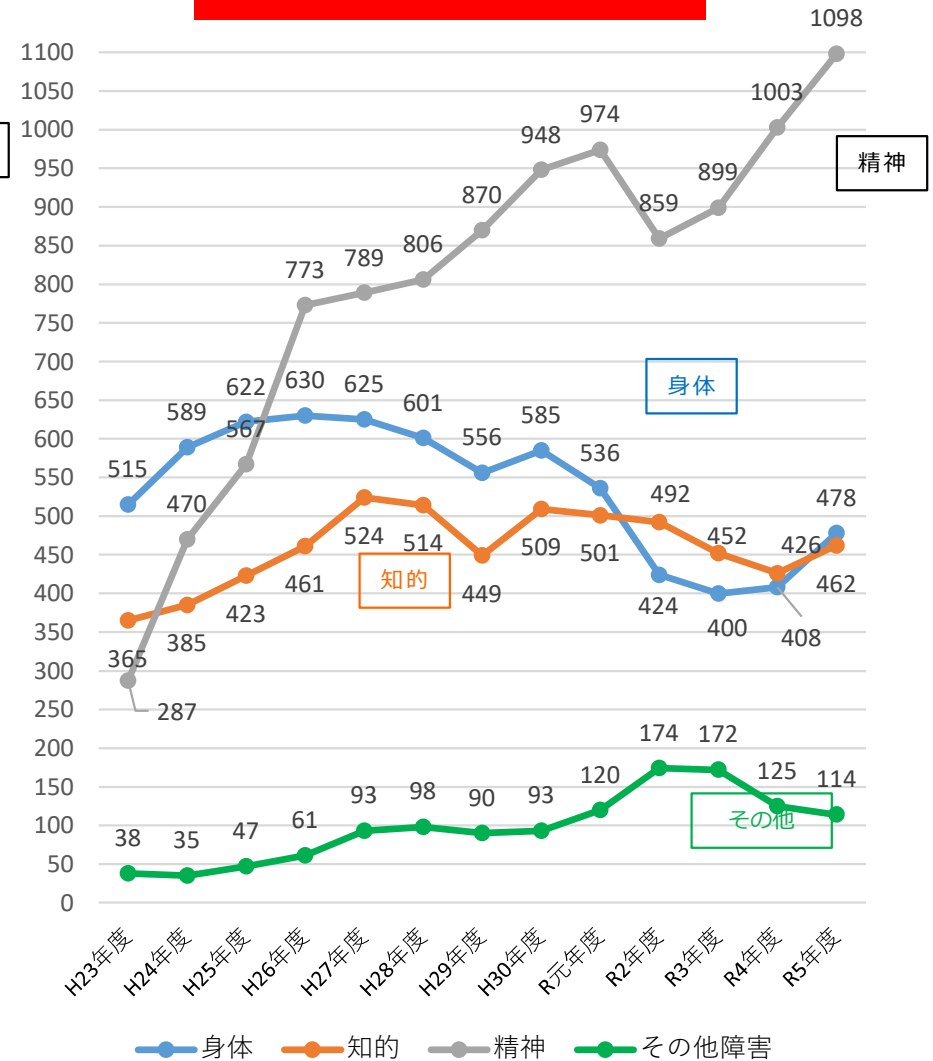


岐阜労働局のハローワークにおける障害種別の新規求職申込件数と就職件数の推移

障害種別 新規求職申込件数の推移



障害種別 就職件数の推移



※その他障害・・・手帳のない発達障害・難病・高次脳機能障害 等

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

② 除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

全国各地で

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 を 絶賛開催中！

しごとサポーターポータルサイトを開設しています。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター 検索



精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」（予定）「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課（裏面参照）にお問い合わせください。



事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、ご相談をお受けいたします。

※ 詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課（裏面参照）にお問い合わせください。

e-ラーニング版 を公開しています！

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

しごとサポーター eラーニング 検索

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、裏面のお問い合わせ先へ !!



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

【お問い合わせ先】

全国都道府県労働局

職業安定部

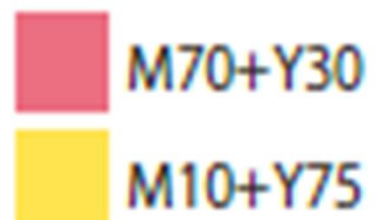
職業対策課

	局名	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
1	北海道労働局	011(709)2311	011(738)1062	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1-1札幌第1合同庁舎3階
2	青森労働局	017(721)2003	017(773)5372	030-8558	青森市新町2-4-25青森合同庁舎7階
3	岩手労働局	019(604)3005	019(604)1533	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15盛岡第2合同庁舎5階
4	宮城労働局	022(299)8062	022(299)8064	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1仙台第4合同庁舎
5	秋田労働局	018(883)0010	018(865)6179	010-0951	秋田市山王3-1-7東カビル5階
6	山形労働局	023(626)6101	023(635)0581	990-8567	山形市香澄町3-2-1山交ビル3階
7	福島労働局	024(529)5409	024(536)4211	960-8021	福島市霞町1-46福島合同庁舎4階
8	茨城労働局	029(224)6219	029(224)6279	310-8511	水戸市宮町1-8-31
9	栃木労働局	028(610)3557	028(637)8609	320-0845	宇都宮市明保野町1-4宇都宮第2合同庁舎
10	群馬労働局	027(210)5008	027(897)3613	371-0854	前橋市大渡町1-10-7群馬県公社総合ビル9階
11	埼玉労働局	048(600)6209	048(600)6229	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルフロント・アクセス・タワー14階15階
12	千葉労働局	043(221)4391	043(202)5141	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1千葉第2地方合同庁舎4階
13	東京労働局	03(3512)1664	03(3512)1565	102-8305	千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎12階
14	神奈川労働局	045(650)2801	045(650)2805	231-0015	横浜市中区尾上町5-77-2馬車道ビル3階
15	新潟労働局	025(288)3508	025(288)3517	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1
16	富山労働局	076(432)2793	076(432)3801	930-8509	富山市神通本町1-5-5富山労働総合庁舎6階
17	石川労働局	076(265)4428	076(261)1408	920-0024	金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎5階
18	福井労働局	0776(26)8613	0776(27)7693	910-8559	福井市春山1-1-54福井春山合同庁舎9階
19	山梨労働局	055(225)2858	055(225)2786	400-8577	甲府市丸の内1-1-11
20	長野労働局	026(226)0866	026(226)0157	380-8572	長野市中御所1-22-1
21	岐阜労働局	058(245)1314	058(245)3105	500-8723	岐阜市金竜町5-13岐阜地方合同庁舎4F
22	静岡労働局	054(271)9970	054(271)9977	420-8639	静岡市葵区追手町9-50静岡地方合同庁舎5階
23	愛知労働局	052(219)5507	052(220)0572	460-0003	名古屋市中区錦2-14-25マイビル13階
24	三重労働局	059(226)2306	059(227)4331	514-8524	津市島崎町327-2津第2地方合同庁舎
25	滋賀労働局	077(526)8686	077(528)6068	520-0806	大津市打出浜14-15滋賀労働総合庁舎 5 階
26	京都労働局	075(275)5424	075(241)3264	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
27	大阪労働局	06(4790)6310	06(4790)6315	540-0028	大阪市中央区常盤町1-3-8中央大通FNCビル21階
28	兵庫労働局	078(367)0810	078(367)3853	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クロスビル14階
29	奈良労働局	0742(32)0209	0742(32)0225	630-8570	奈良市法蓮町387奈良第3地方合同庁舎
30	和歌山労働局	073(488)1161	073(475)0115	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号和歌山労働総合庁舎
31	鳥取労働局	0857(29)1708	0857(22)7717	680-8522	鳥取市富安2-89-9
32	島根労働局	0852(20)7020	0852(20)7025	690-0841	松江市向島町134-10松江合同庁舎5階
33	岡山労働局	086(801)5108	086(801)4527	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1岡山第2合同庁舎3階
34	広島労働局	082(502)7832	082(502)7835	730-0013	広島市中区八丁堀5-7広島KStビル4階
35	山口労働局	083(995)0383	083(995)0384	753-8510	山口市巾着町6-16山口地方合同庁舎2号館
36	徳島労働局	088(611)5387	088(622)2448	770-0851	徳島市徳島町城内6-6徳島地方合同庁舎4階
37	香川労働局	087(811)8923	087(811)8934	760-0019	高松市サンプラザ3-33高松サンプラザ合同庁舎
38	愛媛労働局	089(941)2940	089(941)5200	790-8538	松山市若草町4-3松山若草合同庁舎5階、6階
39	高知労働局	088(885)6052	088(885)6065	781-9548	高知市南金田1-39
40	福岡労働局	092(434)9806	092(434)9822	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館6階
41	佐賀労働局	0952(32)7217	0952(32)7223	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第2合同庁舎6階
42	長崎労働局	095(801)0042	095(801)0043	850-0033	長崎市万才町7-1TBM長崎ビル6階
43	熊本労働局	096(211)1704	096(211)1732	860-8514	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階
44	大分労働局	097(535)2090	097(535)2091	870-0037	大分市東春日町17-20大分第2フリアラビビル3階
45	宮崎労働局	0985(38)8824	0985(38)8829	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号宮崎合同庁舎5階
46	鹿児島労働局	099(219)8712	099(216)9911	892-0847	鹿児島市西千石町1-1鹿児島西千石第一生命ビル1階
47	沖縄労働局	098(868)3701	098(951)3507	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎3階

ロゴマーク



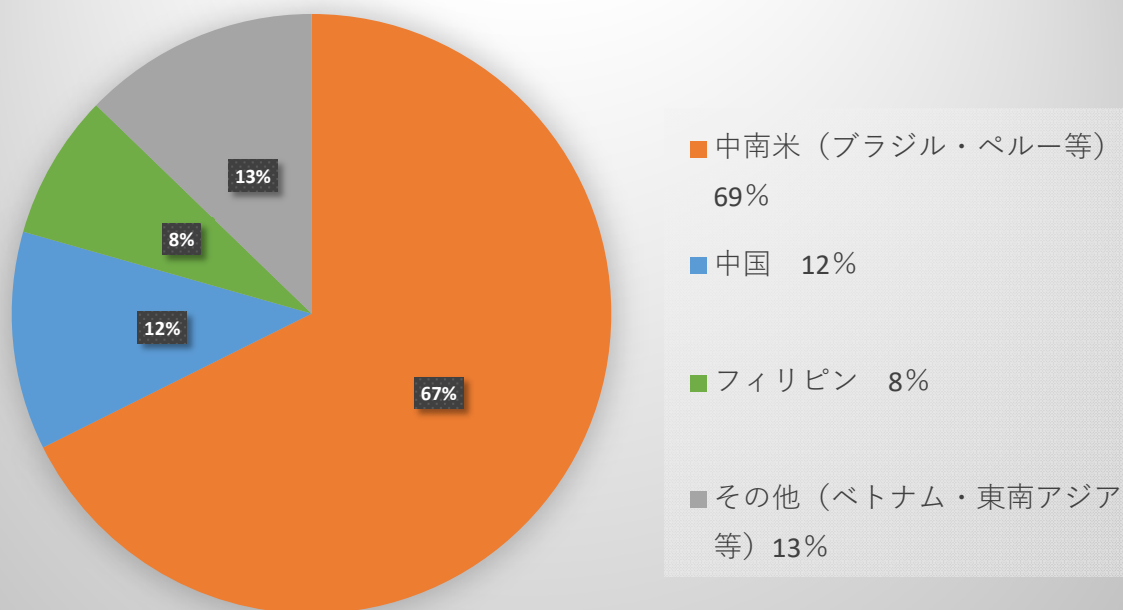
〔参考：色〕



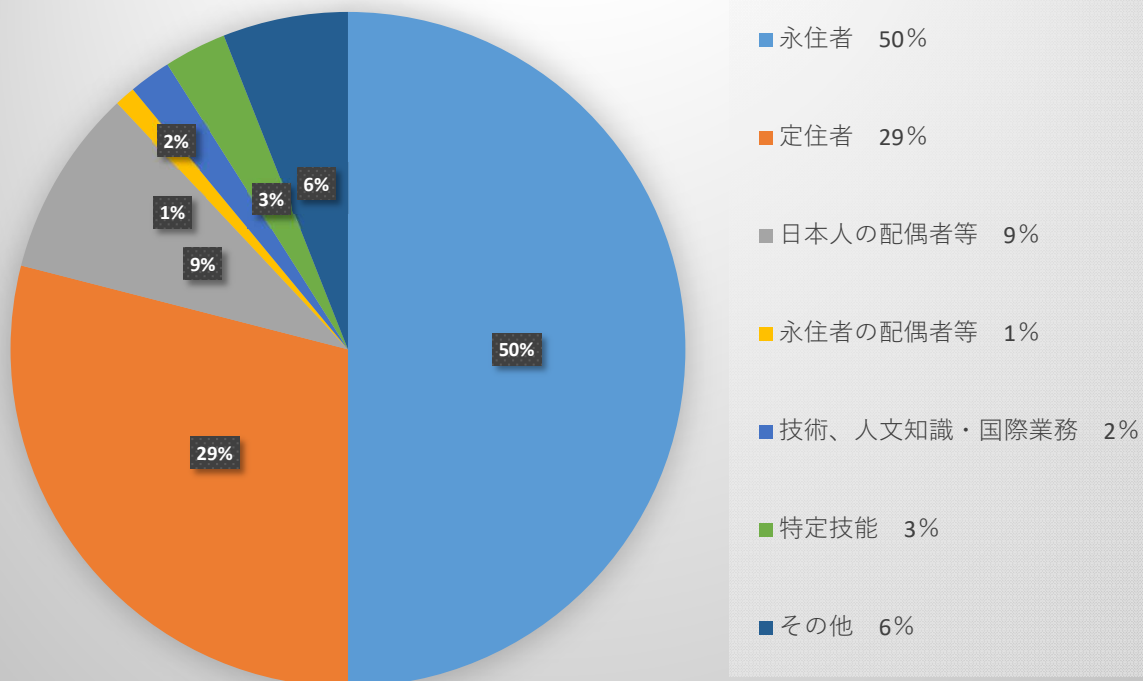
ハローワーク大垣 来所 外国人求職者

令和7年1月時点

国籍別求職者数割合



在留資格別求職者数割合



外国人の「在留資格」と「就労範囲」

ハローワーク大垣 (R1.6.1 作成)

就労が認められている「在留資格」

就労活動が具体的に特定されるもの

※在留期間は在留資格により異なります

教授

大学もしくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動

芸術

収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動
(この表の「興行」に掲げる活動を除く)

宗教

外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教、その他の宗教上の活動

報道

外国の報道機関との契約に基づいて行う取材、その他の報道上の活動

経営・管理

貿易、その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動

興業

演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動

医療

医師、歯科医師その他の法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動

研究

日本の公私の機関との契約に基づき研究を行う業務に従事する活動(この表の「教授」に掲げる活動を除く)

教育

小・中学校、高等学校、盲学校、養護学校、専修学校等において語学教育その他の教育をする活動

法律・会計業務

外国法律事務所弁護士、外国公認会計士等、資格を有する者が行うこととされている法律・会計業務の活動

高度専門職1号・2号

日本の公私の機関との契約に基づき行う研究、研究指導、教育、技術業務、事業の経営又は管理の活動

企業内転勤

外国の事業所から転勤(関連会社への出向含む)して行うこの表の「技術・人文知識・国際業務」の活動

介護

日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

技術・人文知識・国際業務

【技術】理工学等の技術又は知識を要する業務
【人文知識】法律・経済・人文科学等の知識を要する業務
【国際業務】通訳・語学指導・海外取引・デザイン等の業務
※大学卒業以上又は一定期間の経験年数が必要

技能

日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に熟練した技能を有する業務に従事する活動

特定技能1号・2号

日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野(1号14分野、2号2分野)に属する相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務(1号)又は熟練した技能を要する業務(2号)に従事する活動

活動に制約がなく就労活動について特定されないもの

永住者

法務大臣が永住を認める者
《在留期間：無期限》

永住者の配偶者等

永住者又は特別永住者の配偶者、永住者又は特別永住者の子として日本で出生し、出生後引き続き日本に在留する者
《在留期間：5年、3年、1年又は6月》

日本人の配偶者等

日本人の配偶者、日本人の特別養子、日本人の子として出生した者
《在留期間：5年、3年、1年又は6月》

定住者

日系3世、日系2世の配偶者、日系2世の子の配偶者等、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間をして居住を認める者
《在留期間：5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間》

特別永住者

入管特例法第2条に基づく法的地位
《在留期間：無期限》

その他の在留資格

技能実習

日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、一定期間の技能実習を経た上で一定水準の技術を習得したと認められる者が一定要件をクリアした場合に研修実習先企業と雇用契約を結び、生産現場での労働を通じてより実践的な技術等を習得するものです。
《在留期間：法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)》

特定活動

ワーキングホリデー、EPAに基づく看護師介護福祉士等、個々の外国人について法務大臣が指定する活動
《在留期間：5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)》

就労活動が認められていない「在留資格」

研修

公私の機関により受け入れられて行う技能等の習得をする活動（「技能実習」、「留学」を除く）
《在留期間：1年又は6カ月》

留学

日本の大学、高等専門学校、高等学校等の機関で教育を受ける活動
《在留期間：4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月及び3月》

短期滞在

短期間滞在学习を行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動
《在留期間：90日、30日又は15日》

文化活動

収入を伴わない学術上もしくは芸術上の活動又は我が国特有の文化もしくは技能について専門的な研究又は習得を行う活動
《在留期間：1年又は6カ月》

卒業後、日本国内で就職し就労する場合、在留資格の変更申請と許可が必要。「技術・人文知識・国際業務」等の活動に該当すること、その在留資格に定められた学歴等の基準に適合することが必要。

大学等の専門課程において専門士の称号を取得して卒業した留学生在が、卒業前から行っている就職活動を卒業後も引き続き行うために在留を希望する場合、一定の要件のもと在留資格を「特定活動」、在留期間を「6月」に変更することが出来る。（審査によりさらに1回の期間更新もあり得る。）

家族滞在

専門的、技術的分野に係る在留資格、「文化活動」、「留学」（「技能実習」、「短期滞在」、「研修」を除く）の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

「資格外活動許可」を受けていると1週28時間以内（学校の夏休み等の長期休業期間中は1日8時間以内）のアルバイトを行うことが可能。

※風俗営業等の従事は不可。

確認方法：在留カード裏面、シール式証印又は許可書

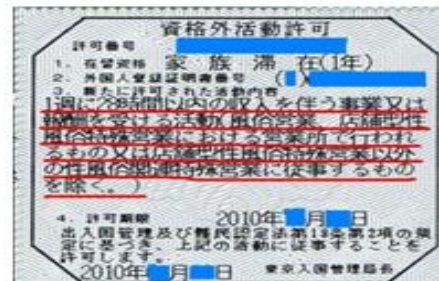
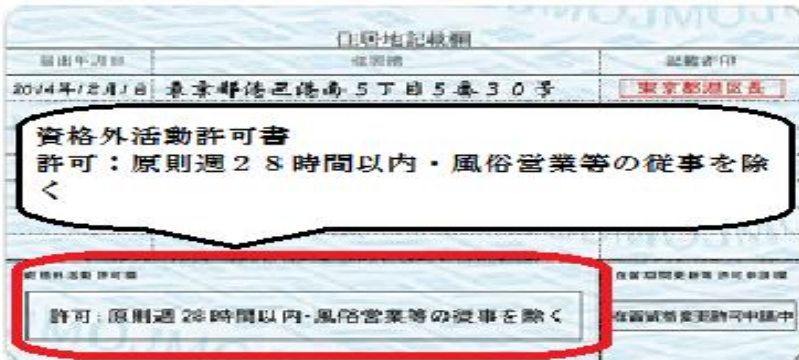
「資格外活動許可」を受けていると1週28時間以内のアルバイトを行うことが可能。

※風俗営業等の従事は不可。

就労には「資格外活動許可」が必要。



左は在留カードの表裏面の見本（裏面下に「留学」等の原則就労が認められない者が許可により条件付き就労が認められた場合の表示）。下は許可証がパスポートに表示された場合の証印見本。右は書面により許可された場合の許可書見本です。



日本国政府法務省

資格外活動許可書

許可番号 号

1 国籍 _____ 2 氏名 _____

3 性別 男・女 _____ 4 生年月日 _____ 年 月 日

5 日本における居住地 _____

6 家族(番 号) _____

7 上陸(在留)許可年月日 _____ 年 月 日

8 現在有する在留資格 _____ 在留期間 _____ 在留期間満了日 _____ 年 月 日

9 外国人登録証明書番号 _____

10 現在の在留活動の内容(受入れ機関がある場合にはその名称) _____

11 新たに許可された活動の内容 _____

12 許可の期限 _____ 年 月 日 まで

出入国管理及び難民認定法第13条第2項の規定に基づき、上記の活動内容に従事することを許可します。

ただし、上記の活動を行う際に、本許可書を携帯しなければなりません。

年 月 日
入 国 管 理 局 長

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

「在留カード」の主な記載内容

(表面)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN 在留カード RESIDENCE CARD 番号 AB12345678CD

氏名 TURNER ELIZABETH NAME

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F 国籍・地域 米国 DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号 ADDRESS

在留資格 留学 STATUS Student

就労制限の有無 就労不可

在留期間(満了日) 4年3月 (2023年07月01日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D

許可の種類 在留期間更新許可(東京出入国在留管理局) MOJ

許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日

このカードは 2023年07月01日まで有効です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD

在留カード番号

在留カード番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

顔写真

在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

交付者

2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。

有効期間

在留カードには有効期間があります。ご確認ください。(注)

(裏面)

住居地記載欄

届出年月日 2019年4月1日 住居地 東京都港区港南5丁目5番30号 記載者印 東京都港区長

資格変更許可欄

許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新等許可申請欄

在留資格変更許可申請中

在留カードは、正規に我が国に中長期間在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥に**あてはまらない人**です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所(台北駐日経済文化代表処等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

(注) 在留カードの有効期間が券面表示と異なる場合があります

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日までに、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合には、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

「特別永住者証明書」

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN 特別永住者証明書 SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE 番号 EF12345678CH

氏名 HONG KILDONG NAME

生年月日 1970年03月31日 性別 男 M. DATE OF BIRTH Y M D SEX

国籍・地域 韓国 NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ302号 ADDRESS

この証明書は 2026年04月01日まで有効です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD

特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。

特別永住者証明書番号

特別永住者証明書番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

交付者

2019年3月31日までに交付された特別永住者証明書では、「法務大臣」と記載されています。

有効期間

特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の偽変造防止対策

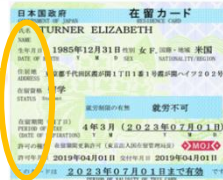
絵柄がグリーン色に変化

カードを上下方向に傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。

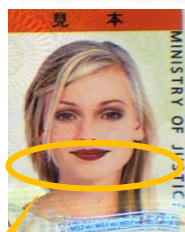


左端がピンク色に変化

カードを上下方向に傾けると、色がグリーンからピンクに変化します。



ホログラムが3D的動き

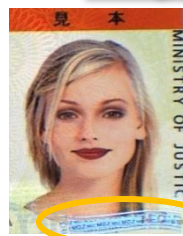


カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



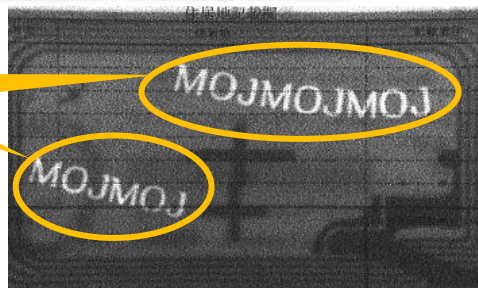
文字の白黒が反転

銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



カードの透かし文字

暗い場所で、カードおもて面側から強い光を直に当てて透かして見ると、右図のような「MOJMOJ」の透かし文字が見えます。



在留カード・特別永住者証明書が偽変造されていないかについて確認できます

WEBサイトを通じて在留カード等の失効番号が確認できます

出入国在留管理庁のWEBサイト「在留カード等番号失効情報照会」では、在留カード等の番号などの必要事項を入力すると、入力されたカード番号が失効していないかを確認することができます。

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



在留カード等の仕様書を公開しています

出入国在留管理庁のWEBサイトにおいて、在留カード等の仕様書を公開しています。

在留カード等のICチップに記録されている情報を読み取るための製品が開発・市販されており、これらを使用して読み取った画像と券面を比較することで、真正な在留カードか否かを確認することができます。

http://www.immi-moj.go.jp/news-list/120424_01.html



令和 6 年 6 月 2 1 日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和 6 年 6 月 2 1 日から起算して 3 年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的
基本方針・ 分野別運用方針
育成就労計画の 認定制度
監理支援機関の 許可制度
適正な送出しや 受入環境整備の 取組

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での 3 年間の就労を通じて**特定技能 1 号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

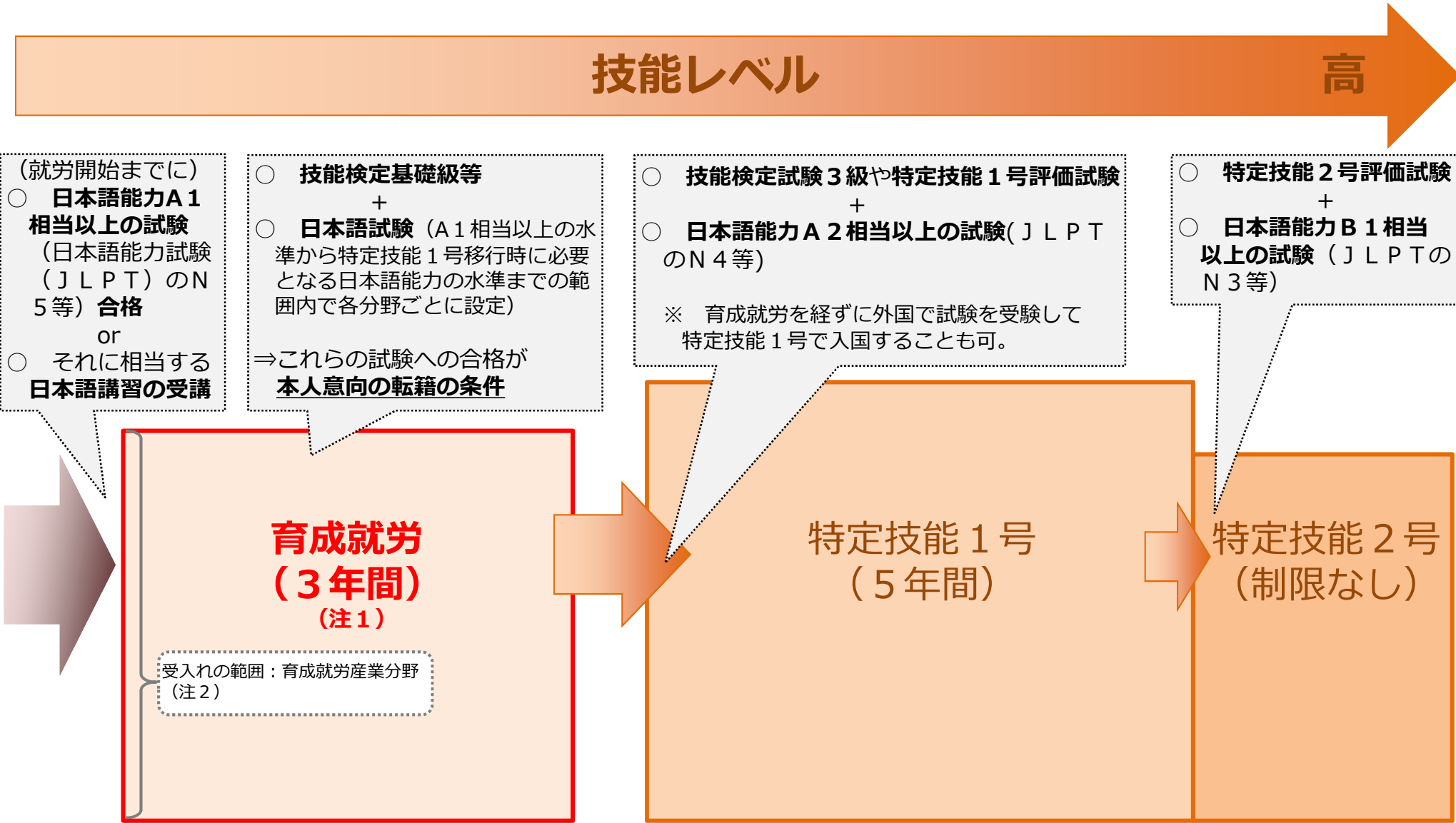
育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3 年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

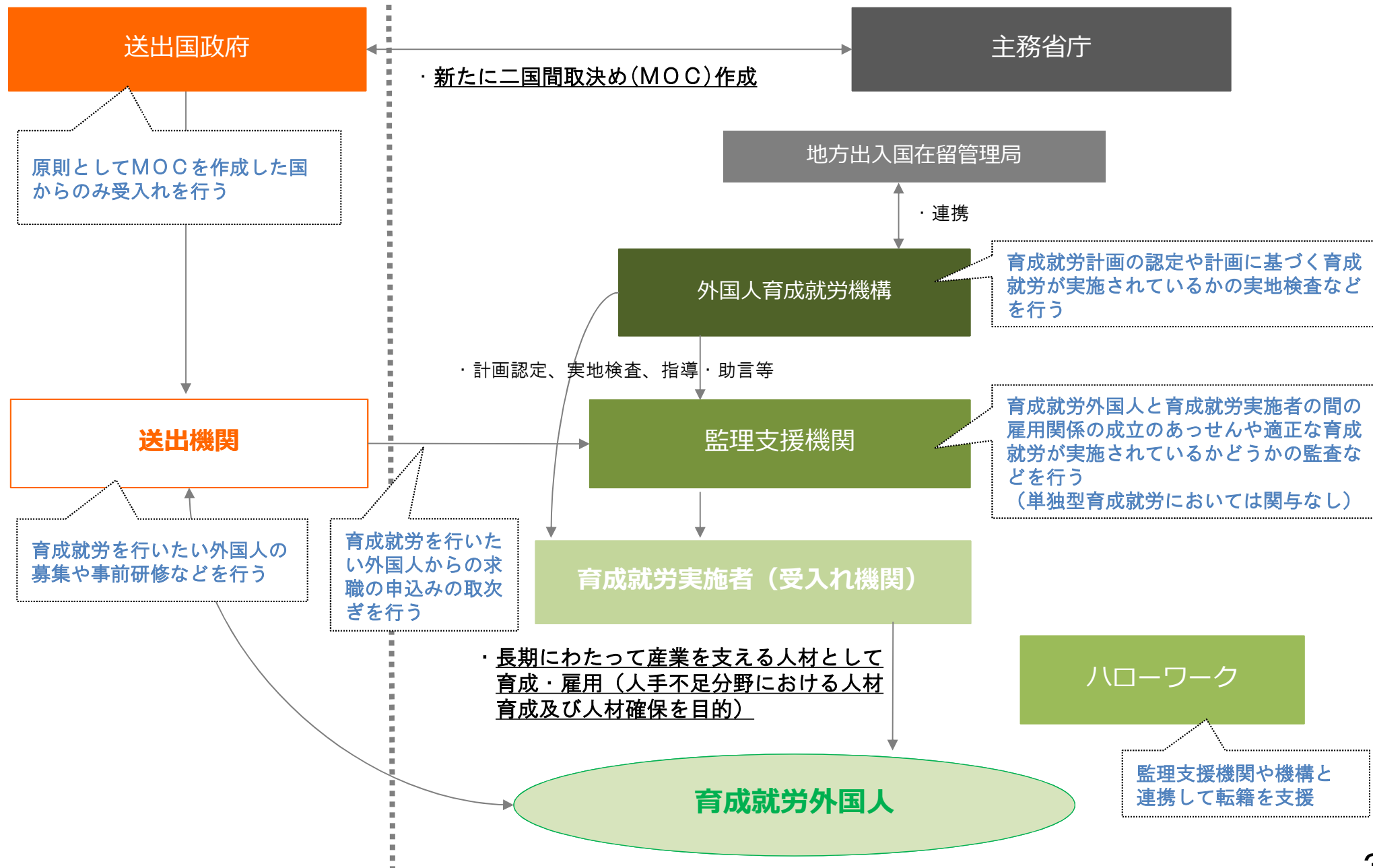
- ・ 送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・ 育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・ **地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。



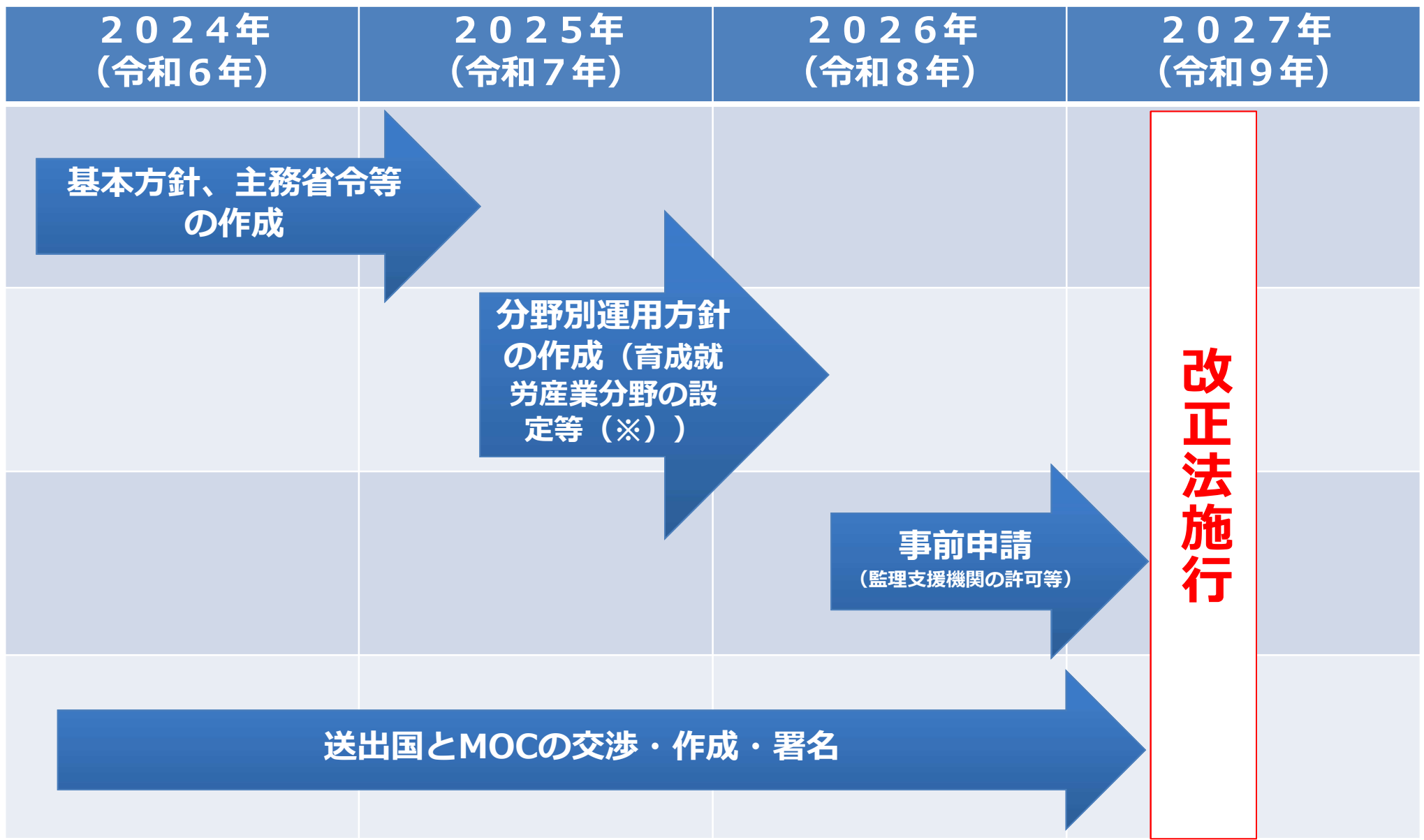
(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ



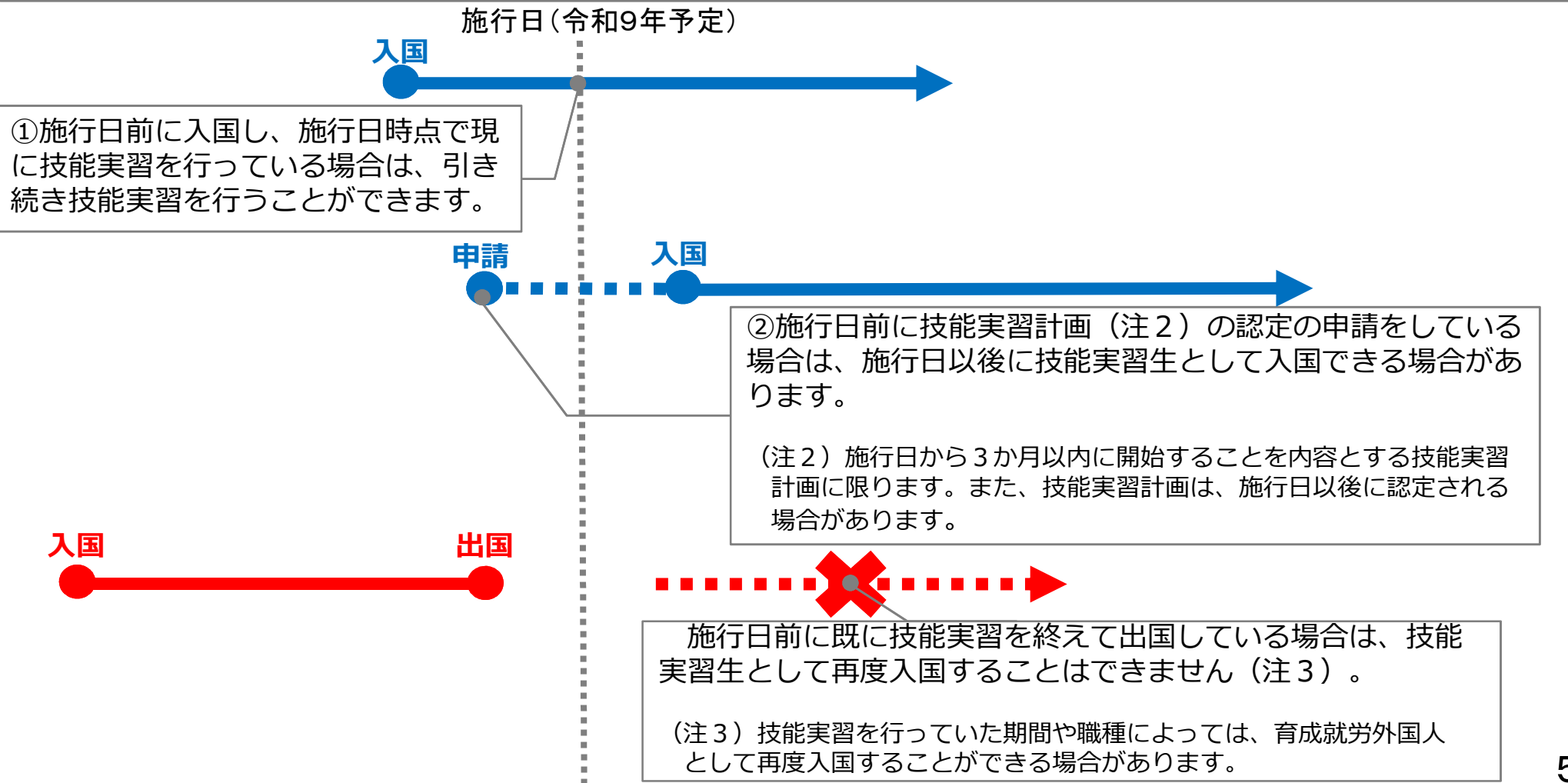
施行までのスケジュール（予定）



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用**され、**技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



參考資料

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの			<参考>日本語能力試験（JLPT）※	<参考>日本語基礎テスト（JFT-Basic）	<参考>就労場面での「できることリスト」 【厚労省・外国人就労・定着支援事業】	<参考>英検とCEFRとの対応 （英検協会HPより）	
言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	—	—	—	—	
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟なしかも効果的な言葉遣いができる。	N1	—	—	I級	
言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。			—	I～準I級	
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。		N2	—	準I～2級	
				N3			
言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4	合格	顧客等とのやりとり有り 不明なことがあった場合、上司等が助けてくれれば実施可能な業務	レジ打ち等の接客、配達、介護、調理 など	2～準2級
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	N5		—		

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※JLPTのN5～N1と日本語教育の参照枠の各レベルとの対応は概ねの目安。詳細は2025年2月下旬公表、同年12月試験結果より通知開始予定